

事務連絡  
平成30年11月2日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人における会計監査人に係る調査と  
平成31年4月の引下げ延期について（周知）

社会福祉法人に対する指導監督については、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、平成28年社会福祉法改正による会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

- （1）平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約400法人）を対象とした調査
- （2）収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人（約1,700法人）を対象とした調査

を、二段階で実施いたします。

このため、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を引下げることを行わないこととしましたので、管内の該当法人に周知をいただくようお願いいたします。（関係団体には、厚生労働省から直接連絡しています。）

なお、現時点で設置対象となっていない法人で、

- （1）自発的に会計監査人を設置されている法人におかれましては、平成31年度以降の継続実施をお願いするとともに、
- （2）会計監査人の設置に向けて取組を進められ、円滑な導入が可能と見込まれる法人につきましても、積極的に会計監査人を設置いただけるよう周知・働きかけをお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対し本内容を周知頂きますよう、お願いいたします。